

## 交付申請書チェックリスト

- 申請者が申請（署名）していますか
- 町内で自ら居住する（又は居住しようとする）住宅に設置するものですか
- 申請者自らの費用で設置していますか。中古品リース設備ではないですか（見積書の宛名を確認。PPAは対象外です）
- 申請書は全ての書類に不備がないことを確認できた日付での受付となります
- 設置区分を○で囲んでいますか
- 対象設備の区分①（太陽光発電設備）②（蓄電池）を○で囲んでいますか
- 太陽光発電設備について小数点以下1桁の記入がありますか
- 蓄電池について小数点以下2桁の記入がありますか又蓄電池の初期実行容量は1.0kWh以上、容量は20kWh未満ですか
- 総事業費・補助対象事業費の記入がされていますか（補助対象経費は総事業費のうち太陽光・蓄電池それぞれについて5kW又は5kWhまでの事業費です。）
  
- 蓄電池の価格は15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下ですか
- 補助金の交付申請額を記入していますか。太陽光発電設備の補助上限は5kWまで（1kW当たり7万円。）蓄電池は蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の1/3（5kWhまで）です。太陽光発電設備の「最大出力」は太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方の値
- 工事着工予定日について  
工事の契約（着手）日は交付決定日以降である必要があります。補助対象設備付きの建売住宅を購入契約される場合も同じです
- 工事完了予定日（建売住宅の場合、引き渡し日）は遅くとも令和8年1月30日までとなっていますか（補助事業実績報告書を完了後30日以内か令和8年1月30日のいずれか早い日迄に提出する必要があります）
- 施工業者記入欄（建売住宅の場合は販売業者）は記入されていますか
- 補助対象設備を設置しようとする建物（建築確認を受ける必要があります）の所有者が本人及び同居家族以外の場合、同意書は添付されていますか
- 町税等の滞納はありませんか（滞納があると補助金は交付できません）
- 添付書類はすべて揃っていますか
  - ・誓約書（申請者用・事業者用）
  - ・補助対象設備の設置に係る見積書の写し  
（建売住宅の場合もこの経費が明確に分かる資料が必要となります。他の工事費用と区分できない場合、補助金を交付することはできません。）
  - ・対象設備の設置場所及びその付近の見取図
  - ・補助対象設備の仕様書
  - ・補助対象設備により発電される電力の消費に関する計画書  
（（補助対象である5kWまでの太陽光発電設備で）発電された電気の量の30%以上を住宅等で使用する必要があります。）
  - ・太陽光発電設備等の設置費用の内訳書
  - ・その他、町長が必要と認めた書類

※補助金の交付に係る手続き等を代行者に委任する場合、委任状が必要です